

中山間地域等直接支払交付金

概要

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め(協定)を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する仕組みです。

対象者

地域振興立法指定地域、指定棚田地域、道知事が認めた特認地域における集落協定を締結した集落

対象事業／対象経費

- ①農業生産活動等を継続するための活動
- ②体制整備のための前向きな活動

補助率(上限など)

対象農用地の面積に地目及び傾斜に応じた交付単価を乗じた額
例 田:1/20以上、
@21千円/10a

その他

本市においては、平成13年度から東鷹栖集落が、令和元年度から東旭川集落が、令和3年度から西神楽集落と神居集落が実施しています。